

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年4月27日（金） 15時15分から書類審査  
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第3号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について   |
| 第4号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について   |
| 第5号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について   |
| 第6号議案 | 非農地通知の審議について              |
| 第7号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第8号議案 | 農用地利用集積計画の承認について          |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について
6. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
7. 農地であることの証明について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
9. 農用地利用配分計画の取り消しについて

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橋 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 16名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 12番 板東 美佐緒
- 13番 高畠 元治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 17番 野口 芳久
- 18番 政岡 茂

平成30年4月27日 15時15分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただ今から、平成30年4月徳島市農業委員会総会一農地関係を開会いたします。本日の総会は、農業委員全員の参加により、会議が成立しております。それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。

では、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番と2番は、それぞれに譲渡人と譲受人との間で、農地の相互交換を行うもので、併せて説明いたします。1番の農地1筆と、2番の農地1筆を相互交換するものです。許可後、1番の譲受人の耕作面積は108aに至り、畑でみかんの栽培を行うとのことです。2番の譲受人の耕作面積は82aに至り、畑でキウイフルーツの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、219aに至るもので、譲受人は許可後も従来と変わらず、青ネギの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人の間で、経営移譲年金の受給の為、同一世帯の後継者への使用貸借権の一括設定により、農地9筆に使用貸借権が設定されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、87aに至るもので、譲受人は許可後も従来と変わらず、畑地で季節野菜、田で水稻の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上4件で、対象地は、田6, 634㎡、畑3, 066㎡で、合計9, 700㎡となります。

ご審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありますか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

職員

それでは第4号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、太陽光発電設備用地に転用するものです。立地基準については、八多事務所撰果所から南西へ300mほどの、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることから、この地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル288枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,500万円全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、申請人が、太陽光発電設備の管理用道路に転用しようとするものです。立地基準については、徳島市川内北小学校から南西へ1,150mほどの、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は平成28年3月に太陽光発電設備として対象地の一部の許可を受けており、その設備の管理用道路の必要性から、この度の申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

3番、4番、5番は、申請人が同一のため、合わせて説明します。3番は堆肥舎、4番は農業用倉庫、5番は牛舎や屋根付き運動場等の施設に転用しようとするものです。立地基準については、JA徳島市北井上支所から南西に750mほどの、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は畜産農家を営んでおり、後継者への経営移譲を準備するにあたり、この度の申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。また5番につきましては、今月の19日に北井上地区の委員の方2名、事務局3名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

第4号議案は以上5件で、田3,012.52㎡、畑が1,022㎡の合計4,034.52㎡です。

転用目的の内訳は、その他施設用地4,034.52㎡です。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、5番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の朝田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

朝田委員

今月19日の午前10時00分から5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は、私と政岡推進委員さん、転用者側2名、事務局3名の7名です。

申請対象の農地は、芝原八幡神社から北西へ約550mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、申請人が対象地を牛舎等への転用を目的とするものであり、既に現況では牛舎等は建っております。申請において始末書も提出されており、周囲の農地や水路への配慮も十分に施され、地元の土地改良区との協議も整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可相当となる条件を満たしており、北井上地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、細川 勝義委員が退席いたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は不動産の売買、賃貸借業等の業務を行っておりますが、申請地は事務所からも近く利用するのに便利なためこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、自身が経営する建設業の駐車場が不足し、また、資材置場も満杯で不足しており、事務所からも近いこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに造成済でこのたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準については、譲受人は、現在、借家に住んでいますが家族が増えて手狭になったため実家にも近く、環境もよいこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、店舗（ドラッグストア）へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、ドラッグストアモリを運営しており、事業拡大に伴い新しい店舗の建設を計画し、交通の便もよいこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措

置についても問題は見受けられませんが、転用面積が併せて1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に応神地区の委員さん2名、事務局3名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、自身が経営する書道教室の駐車場が不足しており、隣接しているこの地に計画し、所有者と話がまとまり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル800枚、出力200kW規模のもので、事業費総額4,450万円、全額を借り入れとする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が併せて1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に川内地区の委員さん4名、事務局3名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

7番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、土木建築工事業等営んでいますが資材置場が不足しており、幹線道路にも近く利便性もよいこの地に計画し、所有者と話がまとまり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、転用面積が1,000㎡を超えていますが一時転用であり、原状回復計画書の提出もあるため、地区審査は実施していません。

8番から14番は、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この案件は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、四国横断自動車道建設に伴う資機材置場へ一時転用しようとするものです。立地基準については、川内町富久323-2、同じく324-1、325-1は甲種農地、他の農地は、第一種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、四国横断自動車道徳島ジャンクション工事を請け負い、工事の現場にも近いこの地にそれぞれ資機材置場が必要となり、話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えていますが公共性のある工事で、一時転用であり、原状回復計画書の提出もあるため、地区審査は実施していません。

15番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等の業務を行っておりますが、事業拡大に伴い資材置場が必要となったため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に川内地区の委員さん4名、事務局3名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

16番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在、借家に住んでいますが家族が増えて手狭になったため実家にも近く、環境もよいこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題

は見受けられませんが、現地はすでに造成済でこのたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

17番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、JR府中駅から300m以内に位置する農地で第3種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、土木、建設工事業等の業務を行っておりますが、現在使用している資材置場が満杯で手狭となったため、適地を探していたところ、借地することで話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

18番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準について、譲受人は、エクステリア・ガーデニング造園工事業等の業務を行っておりますが、現在使用している資材置場が満杯で手狭となったため、適地を探していたところ、借地することで話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、甲種農地のため、今月18日に国府地区の委員さん1名、事務局3名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

19番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等の業務を行っておりますが、事業拡大に伴い資材置場が必要となった隣接地の事業者と賃貸借するとのことで話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に南井上地区の委員さん2名、事務局3名、転用者側4名により地区審査を実施しました。

20番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等の業務を行っておりますが、事業拡大に伴い資材置場が必要となった事業者に賃貸借するとのことで話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に南井上地区の委員さん2名、事務局3名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

21番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は会社役員で、自身が経営するグループ会社の駐車場が必要となったため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に南井上地区の委員さん2名、事務局3名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

22番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等の業務を行っておりますが、事業拡大に伴い資材置場が必要となり、土地所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に南井上地区の委員さん2名、事務局3名、転用者側3名により地区審査

を実施しました。

第5号議案は、22件で、田17,502.64㎡、畑7,901㎡で、計25,403.64㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地475.64㎡、駐車場・資材置場用地19,550㎡、その他施設用地5,378㎡になります。

議長

ありがとうございます。22件の多くの案件のご説明を頂きました。複数の沢山の案件につきまして、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

まず、4番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さんより、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。よろしくお願いいたします。

品山委員

4番案件につきまして地区審査を今月18日午後3時より、転用者側2名、事務局3名、地元高畠委員と私の計7名で審査しました。申請地は、県道41号徳島北灘線と県道29号徳島北環状線が交差する洋服の青山から29号線を東へ200mの市道と接する南の角で、第2種農地に区分されています。申請人は福岡県に本社を有する株式会社ドラッグストアモリです。当地は県道沿いであり、y o u m e タウンにも近く小売店舗として適していると賃貸借権の設定を受けて出店を決めたようであり、申請地の県道沿いを、1,276㎡については転用許可済みであり、今回転用対象は2,910㎡で合わせて4,186㎡となります。以前の計画には自動車修理工場、中古車販売店、ハンバーガーショップ等がありましたが、なかなか地域の活性化には叶いませんでした。近年、環状線がy o u m e タウンやフジグラン等の相次ぐ出店で交通量が年々増加する中、近くにドラッグストアチェーン店が無く、近隣住民は利便性が向上することを祈り、地域の活性化に繋がるのではないかと期待しております。造成計画としては、周囲を植木で囲い土砂の流出を防止し、盛土材は良質の山土砂を使用して行います。また、排水計画については、東側の耕地課管理の排水路に排水する予定であります。なお、中島用水土地改良区、吉野川下流域土地改良区、応神町水利組合との協議も万事整っており、地元委員は一致して、許可することに特に問題は無いとの印象を持ちました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございます。引き続きまして、6番と15番の案件の審査に参加していただいた、川内地区の植田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。よろしくお願いいたします。

植田委員

今月18日の午後1時30分から6番と15番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

6番の案件の参加者は細川委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名と、転用者側1名、事務局3名の8名です。場所は、新加賀須野橋から南西へ約1kmに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのこと。土地の造成については、道路高まで砕石で盛土して整地し、太陽光発電施設に転用する計画です。排水については、雨水のみで地下浸透になりますが、処理しきれない分は、南側の既存の水路に排水することです。排水の同意については、地元の川内土地改良区、吉野川土地改良区より、同意を得ております。

続いて15番の案件についてです。参加者は細川委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名と、転用者側2名、事務局3名の9名です。場所は、



徳島市川内北小学校から南東へ約700mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、当初から除外されているとのことです。土地の造成については、道路高まで盛土して整地し、業務拡張に伴って資材置場が不足し、適地をさがしていたところ、話がまとまったとのことです。排水についてですが、雨水のみで地下浸透になりますが、処理しきれない分は、北側に溝を掘り、集水桝に集め、既存の水路に排水するとのことです。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区より、同意を得ております。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。引き続きまして、18番の案件の審査に参加していただいた国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。よろしくお願いいたします。

谷川委員              今月17日の午後1時20分から、18番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は私と、転用者側2名、事務局3名の6名です。場所は、JR府中駅から北東に約700mに位置する農地で、地区再編農業構造改善事業が行われた農地で、甲種農地に区分されるとのことです。転用面積は、523㎡、集落接続の例外規定にあてはまるとのことです。また、農振法の除外については、平成29年の2月に除外の公告がなされているとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権を設定し、露天資材置場にするということです。譲受人は土木・建築工事業を営んでおり、業務拡大とともに現在の資材置場が満杯状態で手狭となり、新たな資材置場を探していたところ事業所の近くにあり、利便性も良いことからこの地を利用できないかと、問い合わせしたところ、話がまとまり今回の申請になったとのことです。土地の造成については、すでに造成済で、このたびの状況を反省する旨の始末書の提出があります。周囲をコンクリート擁壁で囲み、周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、以西土地改良区とも話して調整済であるとのことです。周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われますので、国府地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。続きまして、19番と20番、21番、22番の案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員              今月18日の午前10時から19番～22番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

19番の参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側4名、事務局3名の9名で地区審査を実施しました。場所は、県道232号線と西環状線の交差点から北東に約300mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場として隣接地の事業者へ賃貸借するというものです。譲受人は不動産業を営み、収益が見込め、幹線道路に近く、利便性も良いことからこの地を利用できないかと、問い合わせしたところ、話がまとまり今回の申請になったとのことです。土地の造成については、道路高まで盛土し、周囲をコ

ンクリート擁壁で囲み、整地して、建設残土、クラッシャー等の置場とするとのことです。周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元の水利組合とも話して調整済であるとのことです。20番の参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側1名、事務局3名の6名で地区審査を実施しました。場所は、県道232号線と西環状線の交差点から北東に約150mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場として不動産コンサルティング等を営んでいる業者に賃貸借するというものです。譲受人は不動産業を営み、収益が見込め、幹線道路に近く、利便性も良いことからこの地に計画し、今回の申請になったとのことです。土地の造成については、良質な山土で盛土し、周囲を擁壁で囲み、整地して、山土、碎石等の置場とするとのことです。周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元の水利組合とも話して調整済であるとのことです。

21番の参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局3名の8名で地区審査を実施しました。場所は、県道29号線と飯尾川の榎島橋の南、約50mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天駐車場として自信が経営するグループ会社に賃貸借するというものです。譲受人はグループ会社各社が保有している車が多く、駐車場として利用できる土地を探していたところ、幹線道路に近く、利便性も良いことからこの地に計画し、今回の申請になったとのことです。土地の造成については、道路高まで盛土し、十分転圧して、碎石で仕上げるとのことです。周辺の農地や水路、道路へ迷惑のかわらないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元管理の水利組合がなく、上申書の提出があります。

22番の参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局3名の8名で地区審査を実施しました。場所は、徳島市南井上小学校から北へ約300mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場として使用するということでした。譲受人は不動産業を営み、業務拡張に伴って資材置場が不足し、幹線道路に近く、利便性も良いことからこの地に計画し、今回の申請になったとのことです。土地の造成については、良質な山土で盛土し、周囲を擁壁で囲み、整地して、山土、碎石等の置場とするとのことです。周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元管理の水利組合とも話して調整済であるとのことです。

以上4件地区審査を実施しましたが、今回の転用許可申請については、いずれも周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はなく、許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかと的心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から7番案件と、15番から17番案件、19番から22番案件を議案書のとおり許可すること、8番から14番案件と、18番の案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第5号議案については1番から7番案件と、15番から17番案件、19番から22番案件を議案書のとおり許可すること、8番から14番案件と、18番の案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。  
 参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。  
 それでは、次の審議に移ります。  
 第6号議案、非農地通知の審議について、を開始します。  
 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第6号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。  
 議案書7ページをお開きください。  
 1番の申請地は、丈六団地下水処理場から南西に約500mに位置しており、平成30年3月16日に、地元の委員の方3名と事務局2名で状況を確認しております。現況について、申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、周りの山林と同化し、境界もわからない状態で、農業用機械の使用は極めて困難であり、農地に復元しがたい状態であると認められます。周辺にも山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは、小さいと思われます。  
 第6号議案は以上1件で、対象地は田のみの991㎡です。  
 ご審議をよろしくお願いします。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
 それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
 第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地とすることに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり非農地とすることに決定いたしました。  
 なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。  
 それでは、次の審議に移ります。  
 第7号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議についてを開始します。  
 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第7号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について説明させていただきます。  
 議案書8～9ページをお開きください。  
 今月の申請は3件です。  
 対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。  
 1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
 2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
 3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
 第7号議案は以上3件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、合計●●●㎡とな

っております。  
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
それでは、次の議案の審議に移ります。  
第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。  
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。  
農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川 興一委員が退席いたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。  
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。  
議案書10ページをお開きください。  
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。  
利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。  
今月は新規設定が10件、再設定が5件で合計15件となっており、そのうち、賃借権が8件、使用貸借権が7件となっております。  
設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～7番が多家良地区・11筆・7件、8番が勝占地区・1筆・1件、9番・10番が上八万地区・7筆・2件、11番が川内地区・2筆・1件、12番～14番が国府地区・4筆・3件、15番が南井上地区・2筆・1件となっております。  
利用権設定については以上で、田14筆11, 854㎡、畑13筆10, 533㎡の合計27筆22, 387㎡となります。  
続きまして、所有権移転についてご説明します。  
13ページをご覧ください。  
本案件は、それぞれ譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。  
1番の、譲受人の耕作面積は、取得後170aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのこととです。  
所有権移転については以上1件で、田1筆、2,340㎡となります。  
第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。  
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。  
以上で付議案件の審議を終了します。  
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 職員 それでは報告事項について説明します。  
議案書14ページをお開きください。  
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。  
15ページに渡る、8件、受理しました。  
16ページをご覧ください。  
2番は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出についてです。  
6件、受理しました。  
17ページをお開きください。  
3番は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出についてです。  
19ページに渡る、15件、受理しました。  
20ページをご覧ください。  
4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。農地の賃貸借契約について、合意による解約がなされた旨の通知を、3件、受理しました。  
21ページをお開きください。  
5番は、農地改良届についてです。2件、受理しました。  
22ページをご覧ください。  
6番は、農地法第4条による転用制限の例外届出についてです。1件、受理しました。  
23ページをお開きください。  
7番は、農地であることの証明についてです。1件、証明しました。  
24ページをご覧ください。  
8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件、法務局に回答しました。  
25ページをお開きください。  
9番は、農用地利用集積計画の取消についてです。26ページに渡り、2件受理しました。  
報告事項についての説明は以上です。
- 議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。  
それでは、農業委員会総会―農地関係については以上となります。ありがとうございました。  
(16時50分)